

2024（令和6）年度 大槌町上水道事業

水質検査計画

[水質検査計画の内容]

- 1 基本方針
- 2 上水道事業の概要
- 3 原水及び浄水の状況及び水質管理上の留意点
- 4 定期的な水質検査の項目、地点及び頻度
- 5 水質検査の方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び結果の公表
- 8 水質検査計画の見直し
- 9 水質検査の精度と信頼性の確保
- 10 関係者との連携

大槌町上下水道課

1 基本方針

水質基準に適合した安全な水を提供することは水道事業の大切な使命です。大槌町では水源のほか、各浄水場や配水区末端の給水栓で水質検査を行い、水質の監視・管理を行っています。

- (1) 水質検査は、浄水場の配水系統を代表する蛇口（給水栓水）のほか、各水源（原水）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と、水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、これまでの検出状況、水源の状況、浄水処理方法などを考慮して定めます。水質基準項目については、これまでの検出状況により検査回数を省略できる項目であっても年1回以上の検査を行います。
- (4) 毎日検査項目の水質検査は自己検査とし、それ以外の定期及び臨時の水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者に委託して行います。

2 上水道事業の概要

(1) 大槌町上水道事業のあゆみ

昭和33年3月、大槌町の中央部を西から東に貫流する大槌川沿いの地下水を水源とし、計画給水人口13,000人、計画一日最大給水量2,600m³、給水地区を町方として国の創設認可を受け、昭和35年1月に着工しました。その後、昭和36年12月には水道管の布設された地域から給水を開始し、昭和38年5月の工事完成と同時に計画区域に給水を開始しました。

以降、4度の拡張事業を経て浪板・柁内・三枚堂地区まで区域を拡張し、平成17年度には第5次拡張事業として小鎚簡易水道の事業統合を行う変更認可を行い、平成21年4月から小鎚地区が上水道事業の区域となりました。平成28年3月には金沢簡易水道事業ならびに中山・中川原飲料水供給施設、白銀・和野飲料水供給施設を上水道事業へ統合し、現在に至っております。

(2) 給水状況

給水区域	(大ケ口水系) 浪板、吉里吉里、安渡、赤浜、柁内、町方、白石、小枕、寺野、白沢、三枚堂、山岸、中村、蕨打直
	(小鎚水系) 一の渡、徳並、種戸
	(対間水系) 対間、元村、下屋敷
	(中山水系) 中山、中川原、戸保野
	(白銀水系) 白銀
給水人口	8,354 (人)
給水世帯数	4,025 (戸)
給水区域内普及率	78.0 (%)
1日最大配水量	4,552 (m ³)
1日平均配水量	3,843 (m ³)

(令和4年度末時点)

(3) 浄水場・水源の名称、水源の種別及び浄水処理方法

浄水場・水源の名称	水源の種別	浄水能力	浄水処理方法	使用薬剤
大ケロ浄水場 (大槌町大ケロ1丁目5-19)	浅井戸	5,203m ³ /日	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム
小鎚浄水場 (大槌町小鎚第7地割13-2)	浅井戸・集水埋渠	75m ³ /日	膜ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
対間浄水場 (大槌町金沢第30地割52-3)	浅井戸	71m ³ /日	急速ろ過	ポリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム
中山浄水場 (大槌町金沢第9地割地内)	表流水	38m ³ /日	緩速ろ過	次亜塩素酸ナトリウム
白銀浄水場 (大槌町大槌第3地割105-6)	浅井戸	13m ³ /日	塩素消毒のみ	次亜塩素酸ナトリウム

3 原水及び浄水の状況及び水質管理上の留意点

過去の水質検査結果をもとに、原水及び浄水の水質状況、水質管理上の留意項目を以下に示します。浄水場ではその留意項目をふまえて、適正な浄水処理を行い、安全で良質な水の提供を図ります。

(1) 原水

水源	注意事項	水質管理上の留意項目
浅井戸 (大ケロ水源)	・病原性微生物による感染症	・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム
浅井戸・集水埋渠 (小鎚水源)	・病原性微生物による感染症 ・肥料等による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
浅井戸 (対間水源)	・地質由来のヒ素 ・病原性微生物による感染症	・ヒ素 ・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム
表流水 (中山水源)	・病原性微生物による感染症	・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム
浅井戸 (白銀水源)	・病原性微生物による感染症 ・肥料等による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	・大腸菌、嫌気性芽胞菌 ・クリプトスポリジウム ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

(2) 浄水

水源	注意事項	水質管理上の留意項目
浅井戸 (大ケロ水源)	<ul style="list-style-type: none">・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物・給水区域末端での残留塩素	<ul style="list-style-type: none">・消毒副生成物・残留塩素
浅井戸・集水埋渠 (小鎚水源)	<ul style="list-style-type: none">・肥料等による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物・給水区域末端での残留塩素	<ul style="list-style-type: none">・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・消毒副生成物・残留塩素
浅井戸 (対間水源)	<ul style="list-style-type: none">・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物・給水区域末端での残留塩素	<ul style="list-style-type: none">・消毒副生成物・残留塩素
表流水 (中山水源)	<ul style="list-style-type: none">・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物・給水区域末端での残留塩素	<ul style="list-style-type: none">・消毒副生成物・残留塩素
浅井戸 (白銀水源)	<ul style="list-style-type: none">・肥料等による硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)による消毒副生成物・給水区域末端での残留塩素	<ul style="list-style-type: none">・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・消毒副生成物・残留塩素

4 定期的な水質検査の項目、地点及び頻度

大槌町では、水道法で検査が義務付けられている毎日検査項目、水質基準項目に加えて、水質管理上必要と判断した項目について検査を行います。

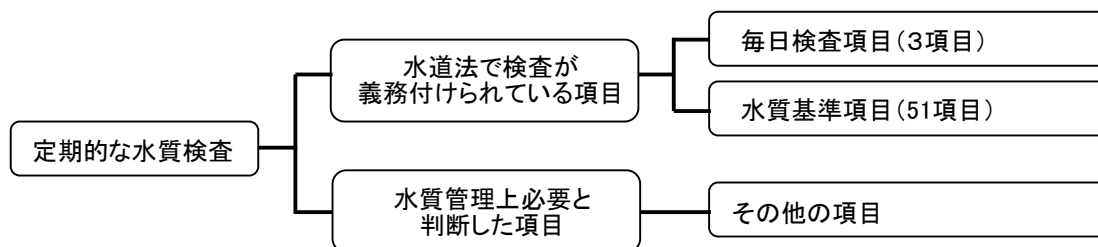
毎日検査項目は、給水栓で毎日検査を行うことが法令で義務付けられている項目で、色・濁り・残留塩素の3項目のほか、味・臭気・温度についても検査を行います。

水質基準項目(※1)は、基準値に適合した水を給水することが法令で義務付けられている項目で、各給水区域内からピックアップした地点の検査を行います。過去3年間の検査結果によっては検査を省略することができる項目もありますが、大槌町ではより安全な水をお届けするため、全ての項目において年1回以上の検査を実施します。

その他の項目は、情報や知見の収集が水質管理上必要であると判断した項目について検査を行います。大槌町では水源の水質状況を確認するために、原水について検査を行うほか、大ケロ水源と白銀水源は、浄水処理が塩素消毒のみであるため、耐塩素性病原生物の指標菌検査を計画的に実施します。

水質検査の項目、検体の種別、検査地点および検査頻度については別表1のとおりとなります。

※1: 水質基準項目は、平成15年の「水質基準に関する省令」の改正(平成16年4月施行)にて定められたものです。毎年、項目及び基準値の見直しを検討され、現在51項目となっています。



別表1 水質検査の項目、検体、検査地点および検査頻度

項目	種別	検査地点	検査頻度
毎日検査項目(3項目)	浄水	・給水系統 末端区域内の水質検査モニター世帯 ※2	1日1回以上
水質基準項目(51項目)	浄水	・配水系統の給水栓 大ケロ水源…浪板交流促進センター 小鍬水源…小鍬浄水場 対間水源…大槌町役場金沢支所 中山水源…産直おでんせ 白銀水源…白銀浄水場	項目により、月1回または3か月に1回、もしくは年1回 ※ 別表2のとおり
その他の項目	原水	・全水源 大ケロ水源…大ケロ浄水場取水井 小鍬水源…小鍬浄水場取水井 対間水源…対間浄水場取水井 中山水源…中山浄水場着水井 白銀水源…白銀浄水場取水井	項目により、月1回または3か月に1回、もしくは年1回 ※ 別表3のとおり

※2: 給水9系統の11地区の末端区域の住民と水質検査モニター契約をし、色・濁り・残留塩素の3項目のほか、味・臭気・温度についても毎日検査を行っています。

<今回の水質基準等の改正内容>

今年度の水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の基準値、目標値の変更はまだ発表になっていませんが、変更があった場合はその基準に合わせて検査回数等を変更します。

<水道水における有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)について>

近年、環境省や都道府県等が実施した調査において、河川・地下水等の水環境で PFOS、PFOAの暫定目標値（50 ng/L）を超過する事例が確認されております。

PFOS、PFOA（有機フッ素化合物）は、難分解性や生物蓄積性が問題視されている物質であり、分解されず環境中に蓄積することで生物や人体への影響が懸念されております。

大槌町の水源の近くには、これら有機フッ素化合物が含まれる可能性のある工場排水等の流出は認められませんが、令和5年度に臨時調査を実施し、全ての配水系統においてPFOS及びPFOAが検出されず（定量下限値未満）、安全であることを確認しております。

別表2 水質基準項目（法令に基づく水質検査）

【大ケロ水源系 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	2個/ml		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	○	1回/年	1	1回/3か月	4	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.64	○	1回/年	1	1回/3か月	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.08	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	<0.1	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
21	塩素酸	0.6	<0.06		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	0.012	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
35	銅及びその化合物	1	<0.01	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	4	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
38	塩化物イオン	200	4.4		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	31	○	1回/年	1	1回/年	1	
40	蒸発残留物	500	61	○	1回/年	1	1回/年	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
45	フェノール類	0.005	<0.0005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
46	有機物(TOC)	3	0.8		1回/月	12	1回/月	12	
47	pH値	5.8~8.6	7.2		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	0.6		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。

【小澗水源系 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	2個/ml		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.006	○	1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/3か月	4	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	3.69	○	1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.08	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	<0.1	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
21	塩素酸	0.6	<0.06		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.007		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	0.01	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
35	銅及びその化合物	1	0.01	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	5	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
38	塩化物イオン	200	13		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	26	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
40	蒸発残留物	500	65	○	1回/年	1	1回/年	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
45	フェノール類	0.005	<0.0005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
46	有機物(TOC)	3	0.6		1回/月	12	1回/月	12	○
47	pH値	5.8~8.6	6.7		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	<0.5		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。

別表2 水質基準項目（法令に基づく水質検査）

【対間水源系 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	3個/ml		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/年	1	1回/年	1	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/3か月	4	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.85	○	1回/3年	0(1)	1回/3か月	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.08	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	<0.1	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
21	塩素酸	0.6	<0.06		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.007		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
35	銅及びその化合物	1	0.01	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	4	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
38	塩化物イオン	200	5.9		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	32	○	1回/年	1	1回/年	1	
40	蒸発残留物	500	60	○	1回/年	1	1回/年	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
45	フェノール類	0.005	<0.0005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
46	有機物(TOC)	3	0.5		1回/月	12	1回/月	12	○
47	pH値	5.8~8.6	7.3		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	<0.5		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。

【中山水源系 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	4個/ml		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.002	○	1回/年	1	1回/年	1	○
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/3か月	4	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.73	○	1回/3年	0(1)	1回/3か月	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.08	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	<0.1	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
21	塩素酸	0.6	<0.06		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.012		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.004		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
25	ジブロモクロロメタン	0.1	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.015		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.003		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
35	銅及びその化合物	1	<0.01	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	3	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
38	塩化物イオン	200	2.6		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	34	○	1回/年	1	1回/年	1	
40	蒸発残留物	500	58	○	1回/年	1	1回/年	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
45	フェノール類	0.005	<0.0005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
46	有機物(TOC)	3	0.5		1回/月	12	1回/月	12	○
47	pH値	5.8~8.6	7.5		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	0.6		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。

別表2 水質基準項目（法令に基づく水質検査）

【白銀水源系 浄水】

項番	項目	水質基準値 (mg/L以下)	過去3年間 最大値 (mg/L以下)	検査回数を 削減できる 項目 ※1	過去3年間の検出状況 による法令検査		検査計画		監視 項目 ※2
					頻度	回数	頻度	回数	
1	一般細菌	100個/ml	2個/ml		1回/月	12	1回/月	12	
2	大腸菌	不検出	不検出		1回/月	12	1回/月	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.003	○	1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	○	1回/年	1	1回/3か月	4	
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.34	○	1回/年	1	1回/3か月	4	○
12	フッ素及びその化合物	0.8	<0.08	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	<0.1	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
17	ジクロロメタン	0.02	<0.002	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
20	ベンゼン	0.01	<0.001	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
21	塩素酸	0.6	<0.06		1回/3か月	4	1回/3か月	4	○
22	クロロ酢酸	0.02	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
23	クロロホルム	0.06	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1	0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
26	臭素酸	0.01	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
27	総トリハロメタン	0.1	0.005		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03	<0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03	0.002		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
30	ブロモホルム	0.09	<0.001		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08	<0.008		1回/3か月	4	1回/3か月	4	
32	亜鉛及びその化合物	1	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
34	鉄及びその化合物	0.3	<0.03	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
35	銅及びその化合物	1	<0.01	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200	4	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
38	塩化物イオン	200	4.9		1回/月	12	1回/月	12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	31	○	1回/年	1	1回/年	1	
40	蒸発残留物	500	62	○	1回/年	1	1回/年	1	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
42	ジェオスミン	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	○	藻類発生時期に月1回	1	1回/年	1	
44	非イオン界面活性剤	0.02	<0.004	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
45	フェノール類	0.005	<0.0005	○	1回/3年	0(1)	1回/年	1	
46	有機物(TOC)	3	0.5		1回/月	12	1回/月	12	○
47	pH値	5.8~8.6	7.2		1回/月	12	1回/月	12	
48	味	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
49	臭気	異常でないこと	異常なし		1回/月	12	1回/月	12	
50	色度	5度	<0.5		1回/月	12	1回/月	12	
51	濁度	2度	<0.1		1回/月	12	1回/月	12	

※1 「水道法施行規則第15条第1項第3号」の規定により、概ね3か月に1回以上検査することが必要な項目です。

水源の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の20%以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができます。また、基準値の10%以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができます。

※2 過去の検査結果から、水源及び原水の状況、浄水処理の方法に起因し、特に監視すべき項目です。

別表3 その他の項目

【全水源 原水】

項 目	大ケ口浄水場取水井			小鍔浄水場取水井			
	検査 頻度	検査 回数	監視項目 ※3	検査 頻度	検査 回数	監視項目 ※3	
一般細菌	1回/年	1		1回/年	1		
大腸菌	1回/3か月	4	○	1回/年	1	○	
カドミウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
水銀及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
セレン及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
鉛及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
ヒ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
六価クロム化合物	1回/年	1		1回/年	1		
亜硝酸態窒素	1回/年	1		1回/年	1		
シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1		1回/年	1		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1		1回/年	1	○	
フッ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
ホウ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
四塩化炭素	1回/年	1		1回/年	1		
1,4-ジオキサン	1回/年	1		1回/年	1		
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		
ジクロロメタン	1回/年	1		1回/年	1		
テトラクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		
トリクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		
ベンゼン	1回/年	1		1回/年	1		
亜鉛及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
アルミニウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
鉄及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
銅及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
ナトリウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
マンガン及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
塩化物イオン	1回/年	1		1回/年	1		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1		1回/年	1		
蒸発残留物	1回/年	1		1回/年	1		
陰イオン界面活性剤	1回/年	1		1回/年	1		
ジェオスミン	1回/年	1		1回/年	1		
2-メチルインボルネオール	1回/年	1		1回/年	1		
非イオン界面活性剤	1回/年	1		1回/年	1		
フェノール類	1回/年	1		1回/年	1		
有機物(TOC)	1回/年	1		1回/年	1	○	
pH値	1回/年	1		1回/年	1		
臭気	1回/年	1		1回/年	1		
色度	1回/年	1		1回/年	1		
濁度	1回/年	1		1回/年	1		
クリプト対策 ※2	クリプトスポリジウム、ジアルジア	1回/年	1	○	1回/年	1	○
	嫌気性芽胞菌	1回/3か月	4	○	1回/年	1	○

水質基準項目
※1

- ※1 水質基準項目から消毒副生成物と味を除いた40項目の検査を行います。
- ※2 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平成19年3月30日付健水第0330005号通知)に示された検査回数の一部を増やして耐塩素性病原生物対策を行います。
- ※3 過去の検査結果から、特に監視すべき項目です。水源の状況に注意を払う必要があります。

別表3 その他の項目

【全水源 原水】

項 目	対間浄水場取水井			中山浄水場着水井			
	検査 頻度	検査 回数	監視項目 ※3	検査 頻度	検査 回数	監視項目 ※3	
一般細菌	1回/年	1		1回/年	1		
大腸菌	1回/年	1	○	1回/年	1	○	
カドミウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
水銀及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
セレン及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
鉛及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
ヒ素及びその化合物	1回/年	1	○	1回/年	1		
六価クロム化合物	1回/年	1		1回/年	1		
亜硝酸態窒素	1回/年	1		1回/年	1		
シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1		1回/年	1		
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1		1回/年	1		
フッ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
ホウ素及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
四塩化炭素	1回/年	1		1回/年	1		
1,4-ジオキサン	1回/年	1		1回/年	1		
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		
ジクロロメタン	1回/年	1		1回/年	1		
テトラクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		
トリクロロエチレン	1回/年	1		1回/年	1		
ベンゼン	1回/年	1		1回/年	1		
亜鉛及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
アルミニウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
鉄及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
銅及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
ナトリウム及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
マンガン及びその化合物	1回/年	1		1回/年	1		
塩化物イオン	1回/年	1		1回/年	1		
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1		1回/年	1		
蒸発残留物	1回/年	1		1回/年	1		
陰イオン界面活性剤	1回/年	1		1回/年	1		
ジェオスミン	1回/年	1		1回/年	1		
2-メチルイソボルネオール	1回/年	1		1回/年	1		
非イオン界面活性剤	1回/年	1		1回/年	1		
フェノール類	1回/年	1		1回/年	1		
有機物(TOC)	1回/年	1	○	1回/年	1	○	
pH値	1回/年	1		1回/年	1		
臭気	1回/年	1		1回/年	1		
色度	1回/年	1		1回/年	1	○	
濁度	1回/年	1		1回/年	1		
クリプト対策 ※2	クリプトスピリジウム、ジアルジア	1回/年	1	○	1回/年	1	○
	嫌気性芽胞菌	1回/年	1	○	1回/年	1	○

水質基準項目
※1

- ※1 水質基準項目から消毒副生成物と味を除いた40項目の検査を行います。
- ※2 水道におけるクリプトスピリジウム等対策指針(平成19年3月30日付健水第0330005号通知)に示された検査回数に則り、計画的に耐塩素性病原生物対策の検査を行います。
- ※3 過去の検査結果から、特に監視すべき項目です。水源の状況に注意を払う必要があります。

別表3 その他の項目

【全水源 原水】

項 目		白銀浄水場取水井		
		検査 頻度	検査 回数	監視項目 ※3
水質基準項目 ※1	一般細菌	1回/年	1	
	大腸菌	1回/月	12	○
	カドミウム及びその化合物	1回/年	1	
	水銀及びその化合物	1回/年	1	
	セレン及びその化合物	1回/年	1	
	鉛及びその化合物	1回/年	1	
	ヒ素及びその化合物	1回/年	1	
	六価クロム化合物	1回/年	1	
	亜硝酸態窒素	1回/年	1	
	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	1	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1	
	フッ素及びその化合物	1回/年	1	
	ホウ素及びその化合物	1回/年	1	
	四塩化炭素	1回/年	1	
	1,4-ジオキサン	1回/年	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	1	
	ジクロロメタン	1回/年	1	
	テトラクロロエチレン	1回/年	1	
	トリクロロエチレン	1回/年	1	
	ベンゼン	1回/年	1	
	亜鉛及びその化合物	1回/年	1	
	アルミニウム及びその化合物	1回/年	1	
	鉄及びその化合物	1回/年	1	
	銅及びその化合物	1回/年	1	
	ナトリウム及びその化合物	1回/年	1	
	マンガン及びその化合物	1回/年	1	
	塩化物イオン	1回/年	1	
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	1回/年	1	
	蒸発残留物	1回/年	1	
	陰イオン界面活性剤	1回/年	1	
	ジェオスミン	1回/年	1	
	2-メチルイソボルネオール	1回/年	1	
	非イオン界面活性剤	1回/年	1	
	フェノール類	1回/年	1	
	有機物(TOC)	1回/年	1	○
	pH値	1回/年	1	
	臭気	1回/年	1	
	色度	1回/年	1	
	濁度	1回/年	1	
	クリプト対策 ※2	クリプトスポリジウム、ジアルジア	1回/3か月	4
	嫌気性芽胞菌	1回/月	12	○

※1 水質基準項目から消毒副生成物と味を除いた40項目の検査を行います。

※2 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針(平成19年3月30日付健水第0330005号通知)に示された検査回数に則り、計画的に耐塩素性病原生物対策の検査を行います。

※3 過去の検査結果から、特に監視すべき項目です。水源の状況に注意を払う必要があります。

5 水質検査の方法

水質基準項目、水質管理目標設定項目、その他の項目に関しては、厚生労働省に登録されている民間の水道検査機関に委託して行います。採水については、上下水道課職員等の立会いの下で行うものとし、運搬についても、クーラーボックス等に入れ氷冷し破損防止措置を施して、時間厳守の下で行います。

毎日検査項目に関しては検査方法が容易なことから、浄水場で自己検査を行うとともに、給水9系統の末端区域の住民に委託して行います。

6 臨時の水質検査

次のような場合に臨時の水質検査を行います。

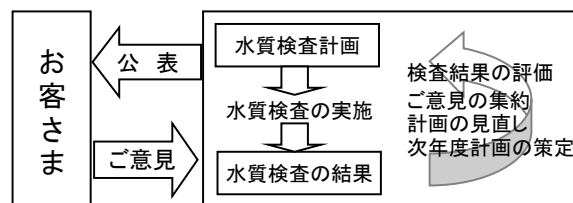
- ・水源水質の著しい悪化や、水源に異常があったとき。
- ・浄水処理の過程で異常があったとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・水道施設の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他必要があると認められるとき。

7 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定し、上下水道課で閲覧できるほか、大槌町上下水道課ホームページにも掲載し公表しています。また、この計画に基づき実施した浄水の検査結果についても、上記ホームページ等を通じて公表しています。

8 水質検査計画の見直し

各項目の検査結果を水質基準値と比較し評価するとともに、お客様のご意見やご要望を集約し、次年度の水質検査計画に反映させ、安全で安心な水道水の供給に努めます。



9 水質検査の精度と信頼性の確保

水質検査を委託する機関は、正確かつ精度の高い検査体制を整えている検査機関に委託しており、この受託者に対しては、当該年度の内部精度管理及び外部精度管理の報告書を提出させ、水質検査の精度及び信頼性の確保に努めます。

10 関係者との連携

水質汚染事故や、水道水が原因で水質事故が発生した場合には、岩手県環境生活部環境保全課及び岩手県沿岸広域振興局釜石保健所等の関係機関との連絡を密にし、迅速な対策を講じるとともに、常に安全・安心で良質な水道水の供給に努めます。

お問い合わせ 〒028-1192 大槌町上町1番3号
および宛先 大槌町上下水道課（大槌町役場 2 F）

TEL 0193-42-8719
FAX 0193-42-2030